

すくすく赤ちゃんプラン要綱

2024年4月1日 実施

九州電力株式会社

1 適用条件

(1) このすくすく赤ちゃんプラン要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社が別に定める需給契約条件において電灯または小型機器を対象とする契約種別（以下「適用対象契約」といいます。）として電気の供給を受け、次のいずれにも該当するお客さまで、この要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ この要綱による契約の申込み時点で、3歳未満の同居のお子さま（以下「お子さま」といいます。）がおり、そのお子さまと5（適用期間）に定める適用期間を通じて同居していること。

ロ インターネット上の当社ウェブサイトで提供するサービスの会員であること。

(2) この要綱の適用は、3（契約の申込み）(2)の場合を除き、1需給契約につき、お子さま1人を対象といたします。

なお、この要綱による契約の申込み時点で、2人以上のお子さまがいる場合は、最も年齢が低いお子さまをこの要綱の適用の対象といたします。

2 要綱の変更

(1) 当社は、適用期間中であっても、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) (1)の場合、当社は、要綱の変更内容について、書面の交付に代えて、

電子メールの送信またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまは、(1)に定める要綱の変更に関する異議がある場合は、適用期間中であってもこの要綱による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約の申込み

- (1) お客さまが新たにこの要綱による契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、インターネット上の当社ウェブサイトから申込みをしていただきます。

なお、申込みにはお子さまの氏名および生年月日を証明するもの（母子健康手帳、健康保険証、住民票の写し等）が必要となります。

- (2) この要綱の適用期間中に、新たにお子さまが誕生し、そのお子さまを対象としてこの要綱による契約を希望される場合は、(1)により申込みをしていただきます。この場合、すでに適用しているこの要綱による契約は、新たにこの要綱による契約が成立した日に解約いたします。ただし、各年の4月11日から5月の検針日の前日までに申込みをされ、契約が成立した場合は、すでに適用しているこの要綱による契約については、申込み日の直後の5月の検針日に解約いたします。

4 契約の成立

この要綱による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約内容について、書面の交付に代えて、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

5 適用期間

適用期間は、この要綱による契約の申込み時点のお客さまの年齢を基準として、この要綱による契約が成立した日から、次に定める適用期間満了年の5月の検針日の前日までといたします。

申込み時点のお客さまの年齢	適用期間満了年
0歳	6（料金）により1回目に料金が算定された月の属する年の翌々年
1歳	6（料金）により1回目に料金が算定された月の属する年の翌年
2歳	6（料金）により1回目に料金が算定された月の属する年

ただし、この要綱による契約の申込み日が各年の4月の検針日から4月10日までの場合、適用期間の始期は、申込み日の属する年の4月の検針日といたします。また、需給開始の日が各年の4月の検針日の翌日から4月10日までの場合、適用期間の始期は、需給開始の日といたします。

6 料 金

(1) 各年の5月分の料金は、適用対象契約および2年契約割引要綱によって料金として算定された金額から次によって算定されたすくすく赤ちゃん割引額（以下「赤ちゃん割引額」といいます。）を差し引いたものいたします。

赤ちゃん割引額＝適用対象契約および2年契約割引要綱によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額
×10パーセント

- (2) この要綱による契約の申込み日が、各年の1月1日から4月10日までの場合、その年の5月分の料金を1回目として(1)によって算定された料金を適用いたします。また、申込み日が、各年の4月11日から12月31日までの場合、その翌年の5月分の料金を1回目として(1)によって算定された料金を適用いたします。

7 契約の消滅

お客様の適用対象契約による需給契約が消滅した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約による需給契約へ変更された場合は除きます。）は、需給契約が消滅した日にこの要綱による契約が消滅したものといたします。

8 その他

- (1) 虚偽の申込みによりこの要綱の適用となっていることが明らかになった場合は、当社は、すでに適用した赤ちゃん割引額と同額（以下「精算額」といいます。）を精算いたします。この場合、精算額は、原則として、虚偽の申込みが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
- (2) その他の事項については、適用対象契約、2年契約割引要綱およびその他の要綱によるものといたします。